



熊本県公報

第 1 2 3 1 6 号
平成 26 年 5 月 16 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（千丁加入区）……………（団体支援課） 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定……………（社会福祉課） 1
- 障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項
を廃止する要項……………（障がい者支援課） 2
- 保安林の指定……………（森林保全課） 2
- 保安林の指定……………（ ” ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定
……………（障がい者支援課） 3
- 予算の専決処分……………（財政課） 3
- 保安林の指定……………（森林保全課） 4
- 指定居宅サービス事業者の廃止……………（高齢者支援課） 5
- 指定居宅介護支援事業者の廃止……………（ ” ） 6
- 指定介護予防サービス事業者の廃止……………（ ” ） 6
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 7
- 道路の区域変更……………（ ” ） 7
- 公 告
- 熊本都市計画自動車ターミナルの変更（熊本市決定）……………（都市計画課） 8
- 熊本都市計画第一種市街地再開発事業の決定（熊本市決定）……………（ ” ） 8
- 熊本都市計画高度利用地区の変更（熊本市決定）……………（ ” ） 8
- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 8
- 熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務委託契約に係
る相手方等の決定……………（監理課） 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 9
- 平成 26 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検
査及び講習の実施……………（自然保護課） 9
- 土地改良区役員の退任……………（農村計画課） 11
- 登 載 依 頼
- 文化財の解除……………（文化課） 11
- 平成 26 年度駐車監視員資格者講習の実施……………（警察本部交通指導課） 11
- 熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改
正する規則……………（学校人事課） 12
- 第 1 回熊本県環境影響評価条例検討委員会の開催……………（環境審議会） 12
- 平成 26 年度第 1 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の
開催……………（健康危機管理課） 13

告 示

熊本県告示第 5 1 5 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、千丁加入区について法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認められるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
なお、平成 22 年 5 月 18 日熊本県告示第 5 4 1 号で公示した千丁加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 26 年 5 月 17 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。
平成 26 年 5 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 5 1 6 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小池 大作	よかところ整骨院	八代市本町2丁目3番15号	平成26年4月25日

熊本県告示第517号

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項を廃止する要項を次のように定める。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項を廃止する要項
障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項（平成16年熊本県告示第663号）は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 天草市五和町城河原二丁目字西ノ木葉2528番、2530番1、2535番1、2539番2、2541番、2549番
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 天草市栢宇土町字久々山平2418番1、2428番1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字久々山平2418番1・2428番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
すずらん調剤薬局 天草市亀場町亀川1654番1	平成26年5月1日
高階誠心堂薬局西間店 人吉市西間上町2387番地8	平成26年5月1日
訪問看護ステーション山都 上益城郡山都町北中島505番地5	平成26年5月1日
益城病院訪問看護ステーション 上益城郡益城町惣領1530番地	平成26年5月1日

熊本県告示第521号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成26年5月8日付けで専決した平成26年度熊本県一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 5 号

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 734,616,597千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月8日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		109,502,348	23,338	109,525,686
	1 国庫負担金	38,009,792	23,338	38,033,130
2 繰越金		130,790	47,881	178,671
	1 繰越金	130,790	47,881	178,671
歳 入 合 計		734,545,378	71,219	734,616,597

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林費		63,934,428	71,219	64,005,647
	1 農業費	19,206,172	233	19,206,405
	2 畜産業費	3,917,037	70,986	3,988,023
歳 出 合 計		734,545,378	71,219	734,616,597

熊本県告示第 5 2 2 号
 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成 2 6 年 5 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 球磨郡相良村大字川辺字中村坂3935番11、3935番12
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第523号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。
 平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 永寿会	永寿会訪問看護 センターひまわり	熊本県天草市今 釜町3412- 6	平成26年 2月28日	訪問看護
医療法人社団 永寿会	永寿会訪問介護 センターひまわり	熊本県天草市今 釜町3412- 6	平成26年 2月28日	訪問介護
有限会社ひなた	生活サポートひ なたのき	熊本県菊池市野 間口380番地	平成26年 3月1日	訪問介護
社会福祉法人 天雲会	龍生園訪問介護 事業所	熊本県人吉市下 原田町字瓜生田 字若宮1057 -9	平成26年 3月31日	訪問介護
本渡五和農業協 同組合	本渡五和農業協 同組合	熊本県天草市南 新町9番地22	平成26年 3月31日	訪問介護
株式会社タガワ ブレース	介護用品太陽	熊本県八代市松 崎町99番地	平成26年 3月31日	福祉用具貸与
株式会社タガワ ブレース	介護用品太陽	熊本県八代市松 崎町99番地	平成26年 3月31日	特定福祉用具 販売
医療法人悠紀会	デイサービスセ ンターゆうき	熊本県玉名市岩 崎764番地4	平成26年 3月31日	通所介護
株式会社エルピ ーダ	デイサービス草 泊まり	熊本県阿蘇市内 牧601番地6	平成26年 3月31日	通所介護
株式会社エルピ ーダ	デイサービス阿 蘇ふれあい	熊本県阿蘇市内 牧601番地6	平成26年 3月31日	通所介護
医療法人社団 淡河会	淡河黒田医院	熊本県玉名郡長 洲町梅田696 -1	平成26年 1月22日	短期入所療養 介護
医療法人社団 木星会	山鹿温泉リハビ リテーション病 院	熊本県山鹿市新 町1204	平成26年 2月28日	短期入所療養 介護
医療法人社団 順幸会	上村医院	熊本県阿蘇郡南 阿蘇村下野40 1-5	平成26年 3月31日	短期入所療養 介護
ファーマスクエ ア株式会社	ひまわり薬局 西合志店	熊本県合志市須 屋2665-4	平成25年 10月31日	居宅療養管理 指導

高木 公康	高木歯科クリニック	熊本県菊池市隈府1329-1	平成26年 3月31日	居宅療養管理 指導
-------	-----------	----------------	----------------	--------------

熊本県告示第524号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により公示する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
医療法人親仁会	医療法人親仁会野ばら診療所	熊本県荒尾市野原1585-9	平成26年 3月31日	居宅介護支援
医療法人菅村会	大橋通	熊本県山鹿市大橋通705番地	平成26年 3月31日	居宅介護支援
株式会社エルピーダ	ケアプランセンター阿蘇ふれあい	熊本県阿蘇市内牧601番地6	平成26年 3月31日	居宅介護支援
医療法人社団 佐々木内科	医療法人社団 佐々木内科	熊本県天草市牛深町2061-2	平成26年 3月31日	居宅介護支援
本渡五和農業協同組合	本渡五和農業協同組合	熊本県天草市南新町9番地22	平成26年 3月31日	居宅介護支援
医療法人フォーチュン	指定居宅介護支援事業所フェリーチェ	熊本県菊池郡菊陽町花立三丁目14番10号	平成26年 3月31日	居宅介護支援
特定非営利活動法人ケアプランセンターきずな	ケアプランセンターきずな	熊本県八代郡氷川町野津873番1	平成26年 3月31日	居宅介護支援
医療法人菊芳会	泗水居宅介護支援事業所	熊本県菊池市泗水町豊水3471-1	平成26年 3月31日	居宅介護支援

熊本県告示第525号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひなた	生活サポートひなたのき	熊本県菊池市野間口380番地	平成26年 3月1日	介護予防訪問 介護
本渡五和農業協同組合	本渡五和農業協同組合	熊本県天草市南新町9番地22	平成26年 3月31日	介護予防訪問 介護
株式会社タガワブレース	介護用品太陽	熊本県八代市松崎町99番地	平成26年 3月31日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社タガワブレース	介護用品太陽	熊本県八代市松崎町99番地	平成26年 3月31日	特定介護予防 福祉用具販売
医療法人悠紀会	デイサービスセンターゆうき	熊本県玉名市岩崎764番地4	平成26年 3月31日	介護予防通所 介護
株式会社エルピーダ	デイサービス草泊まり	熊本県阿蘇市内牧601番地6	平成26年 3月31日	介護予防通所 介護

株式会社エルピーダ	デイサービス阿蘇ふれあい	熊本県阿蘇市内牧601番地6	平成26年3月31日	介護予防通所介護
医療法人社団 淡河会	淡河黒田医院	熊本県玉名郡長洲町梅田696-1	平成26年1月22日	介護予防短期入所療養介護
医療法人社団 木星会	山鹿温泉リハビリテーション病院	熊本県山鹿市新町1204	平成26年2月28日	介護予防短期入所療養介護
医療法人社団 順幸会	上村医院	熊本県阿蘇郡南阿蘇村下野401-5	平成26年3月31日	介護予防短期入所療養介護
ファーマスクエア株式会社	ひまわり薬局 西合志店	熊本県合志市須屋2665-4	平成25年10月31日	介護予防居宅療養管理指導
高木 公康	高木歯科クリニック	熊本県菊池市隈府1329-1	平成26年3月31日	介護予防居宅療養管理指導

熊本県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年5月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市城字古閑ノ下 1511番2地先から 山鹿市城字鬼天神 1388番1地先まで	226.0	

2 供用を開始する期日 平成26年5月16日

熊本県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年5月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村乙字中村 1596番1地先から 同所 1609番地先まで	前	4.3 ～ 11.9	500.0	道路拡幅
			後	4.7 ～ 29.3		

2 区域を変更する期日 平成26年5月16日

公 告

熊本県公告第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画自動車ターミナルの変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第263号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第140 2号	魚廃物 加工肥 料	調整魚 粉	窒素全量： 4.5 りん酸全量 ：5.0 加里全量 ：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会三成 熊本県宇土市馬 之瀬町555	平成29 年4月2 1日

熊本県公告第264号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定により、次のとおり契約の相手方を公告する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年3月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
熊本市中央区中央街2番11号
- 5 契約金額

- 26, 762, 400円（うち消費税及び地方消費税の額1,982,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷1629番1、同1631番及び同1632番8453.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島1632番地3
安田 春代

熊本県公告第266号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成26年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成26年5月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 受験資格
熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。
 - (1) 20歳に満たない者
 - (2) 次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
 - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（（1）から（3）までに該当する者を除く。）
 - (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (6) 法第52条第2項第1号の規定に該当するとして狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 試験等の内容
 - (1) 狩猟免許試験の内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
 - (2) 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
 - ア 狩猟に関する適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習
法及び法施行令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。
- 3 試験等の日程及び場所
 - (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
 - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。
- 4 申請手続
 - (1) 申請書類の請求先
 - ア 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課

イ 熊本県農林部林務課
 ウ 熊本県農林部林務課
 エ 熊本県農林部林務課
 オ 熊本県農林部林務課
 カ 熊本県農林部林務課
 キ 熊本県農林部林務課
 ク 熊本県農林部林務課
 ケ 熊本県農林部林務課
 コ 熊本県農林部林務課
 サ 熊本県農林部林務課
 シ 熊本県農林部林務課

(2) 申請書類の提出先

ア 狩猟免許試験
 (ア) 第 1 回から第 4 回までの狩猟免許試験に係る申請書類の提出先は、申請者の住
 所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森林保全)課(申請者
 の住所地在熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課)とする。
 (イ) 第 5 回及び第 6 回の狩猟免許試験に係る申請書類の提出先は、熊本県環境生活
 部環境局自然保護課とする。
 イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習
 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習に係る申請書類の提出先は、
 原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森
 林保全)課(申請者の住所地在熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保
 護課)とする。ただし、平成 26 年 9 月 7 日実施の狩猟免許の有効期間更新に関す
 る適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部環境局自然保護課とす
 る。

(3) 申請書類の受付期限
 狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の
 10 日前までに必着のこと。

(4) 提出書類等

ア 狩猟免許試験
 (ア) 狩猟免許申請書 1 部
 (イ) 写真(申請前 6 月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 セ
 ンチメートル、横 2.4 センチメートルのもの) 1 部
 (ウ) 1 の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書 1 部
 (銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定
 による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、こ
 れに代えることができる。)
 (エ) 82 円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部
 イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査
 狩猟免許有効期間更新申請書 1 部
 ア(イ)から(エ)までに掲げる提出書類等

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
 熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)の規定に基づく手数料として、
 次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
 ア 狩猟免許申請手数料 5,200 円。ただし、既に網猟、わな猟、第 1 種銃猟又は
 第 2 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者
 にあっては、3,900 円
 イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900 円

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
- (2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第 1 回試験	平成 26 年 7 月 5 日(土)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第 2 回試験	平成 26 年 7 月 13 日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
第 3 回試験	平成 26 年 8 月 2 日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第 4 回試験	平成 26 年 8 月 24 日(日)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第 5 回試験	平成 26 年 12 月 13 日(土)	熊本県庁本館地下大会議室
第 6 回試験	平成 27 年 1 月 31 日(土)	熊本県庁本館地下大会議室

別表 2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成26年7月6日(日)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	熊本県八代総合庁舎大会議室
	熊本県芦北総合庁舎大会議室
	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成26年7月12日(土)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
平成26年7月26日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
	熊本県菊池総合庁舎大会議室
	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成26年7月27日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
平成26年8月9日(土)	熊本県玉名総合庁舎大会議室
	熊本県上益城総合庁舎大会議室
平成26年8月10日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
平成26年9月7日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

熊本県公告第267号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。
平成26年5月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	柿本 泰良	山鹿市山鹿524番地2

登載依頼

熊本県教育委員会告示第7号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第36条第2項の規定により、次の熊本県指定史跡の指定が平成26年3月18日付けで解除されたので、同第36条第3項で準用する同第5条第7項の規定により告示する。
平成26年5月16日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

種 別	文化財の名称	所 在 地
史 跡	八代城跡	熊本県八代市松江城町七号10番1
		熊本県八代市松江城町七号11番1
		熊本県八代市松江城町七号13番1
		熊本県八代市松江城町七号14番1
		熊本県八代市松江城町七号15番1
史 跡	平山瓦窯跡	熊本県八代市平山新町字船河内5129番
		熊本県八代市平山新町字船河内5131番
		熊本県八代市平山新町字船河内5148番
		熊本県八代市平山新町字船河内5149番
		熊本県八代市平山新町字船河内5153番

熊本県公安委員会告示第9号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により告示する。
平成26年5月16日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

- 1 講習の名称
 駐車監視員資格者講習
- 2 講習の目的

道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識を習得させること。

3 講習の日時等

講 習 日 時	講 習 場 所	講 習 内 容
平成26年7月9日(水曜日) 午前9時20分から午後6時まで	一般財団法人熊本テルサ 2階「研修室A」	講義7時間
平成26年7月10日(木曜日) 午前9時20分から午後6時まで	熊本市中央区水前寺公園28 番51号	講義7時間
平成26年7月15日(火曜日) 午後1時30分から午後2時30分まで		修了考査1時間

注) 7月9日及び7月10日の受付時間は、午前8時45分からとする。
7月15日の受付時間は、午後1時からとする。

4 受講者数

28人(定員になり次第申込みの受付を終了する。)

5 受講手続

(1) 受付期間等

平成26年6月11日(水曜日)から同年6月24日(火曜日)まで(熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。)

(2) 受付場所

熊本県警察本部交通指導課(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)

(3) 提出書類

駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

なお、申込書は、前(2)の受付場所において、前(1)の受付期間に配布する。

(4) 申込方法

受講の申込みは、申込書に必要な事項を記載の上、写真を貼り付け、受講者本人が直接提出すること。

なお、申込みに当たっては、受講者本人であることを確認できる運転免許証などの写真付きの身分証明書を提示すること。

また、やむを得ない理由により代理人を通じて申し込む場合は、委任状のほか、申込書とともに受講者の住所、氏名、顔写真等を確認できる書類(運転免許証などの写真付きの身分証明書)の写しを提出すること。

6 講習手数料

講習手数料(20,000円)は、熊本県収入証紙により、申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(2) 問い合わせ先

熊本県警察本部交通指導課

電話096(381)0110 内線5125・5126

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月16日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則(平成18年熊本県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表の被評価者の欄中「教頭」を「副校長、教頭、事務長」に改め、1次評価者の欄中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。被評価者欄中「事務職員」を削除し、「事務職員」の欄を別に設け、1次評価者を「副校長、教頭、事務長(事務長を置く学校にあっては事務長に限る)」とし、最終評価者を「校長」とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県環境審議会公告第1号

第1回熊本県環境影響評価条例検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

平成26年5月16日

熊本県環境審議会会長 篠原亮太

- 1 開催日時
平成26年5月23日（金）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 委員長及び副委員長の選出について
(2) 熊本県環境影響評価条例の改正について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会熊本県環境影響評価条例検討委員会事務局
(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号

平成26年度第1回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年5月16日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 高木一孝

- 1 開催日時
平成26年5月21日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 8階803会議室
- 3 議題
平成26年4月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
(電話096-333-2240)